

2008年8月20日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

## 意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成20年6月30日付でコメントの募集が行われた企業会計基準公開草案第26号「企業結合に関する会計基準(案)」(以下、「基準案第26号」という。)、企業会計基準公開草案第27号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」(以下、「基準案第27号」という。)、企業会計基準公開草案第28号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正(案)」(以下、「基準案第28号」という。)、企業会計基準公開草案第29号「事業分離等に関する会計基準(案)」(以下、「基準案第29号」という。)、企業会計基準公開草案第30号「持分法に関する会計基準(案)」(以下、「基準案第30号」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第29号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」(以下、「指針案第29号」という。)につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめましたのでここに提出いたします。

## 記

## 審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

## 審議委員

東京電力 経理部連結決算グループ

荒 井 智 康

公認会計士(新日本有限責任監査法人)

太 田 達 也

電通 経理局経理部主務

齊 藤 達 達

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

三菱重工業 経理部主席部員

高 畑 修 一

明治大学大学院教授

田 中 建 二

明治製菓 経営戦略部財務管理室

津 田 朋 基

公認会計士(監査法人トーマツ)

中 島 努

日本大学准教授

濱 本 明

日本電気 経理部主計室マネージャー

松 倉 博 之

公認会計士(新日本有限責任監査法人)

山 岸 聡

公認会計士(あずさ監査法人)

山 田 眞之助

以上

連絡担当者：事業部長 小野 均

### 1 持分プーリング法の廃止について

持分プーリング法の廃止について反対の意見を有しているわけではないが、廃止に至った経緯等の説明がわかりにくいので、もう少しわかりやすい説明をすべきである。

つまり、「基準案第 26 号」第 68 項は、「取得」又は「持分の結合」のいずれの経済的実態を有するかどうかという観点から、すべての企業結合の会計処理方法を平成 15 年会計基準において整理したことの意義を、尊重しているとしながら、同第 17 項は、「共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は取得とする」とし、企業結合の会計処理方法にパーチェス法（第 18 項から第 37 項の方法）のみを適用し、その結果、持分プーリング法を廃止している。また、第 73 項は、異なる経済的実態に応じて資産及び負債の引継ぎ価額を区分することが、「企業にとっての投資原価の回収計算すなわち損益計算の観点から優れている」として、「持分プーリング法を採らないこととしたものの、このような考え方については踏襲している」とするが、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合については、その経済的実態がどうであれ、そのすべての企業結合を取得とするとしている。このため、「基準案第 26 号」が、平成 15 年会計基準の何を尊重し、何を踏襲しているかが不明確になっている。

確かに、第 68 項は、「しかしながら」として、「持分プーリング法については、我が国の会計基準と国際的な会計基準の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、我が国の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害となっているともいわれている」ので、「会計基準のコンバージェンスを推進する観点から、持分プーリング法を廃止することとした」として、その廃止の理由を明らかにしている。しかし、コンバージェンスの推進が変更理由であれば、「取得」と「持分の結合」の区分を廃止してもなお、「区分したことの意義を尊重している」ということができるのであろうか。また、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引において資産及び負債を帳簿価額で引き継ぐことを認めていれば、「考え方を踏襲している」ということができるのであろうか。この点に関する説明が不十分と思われるので、「結論の背景」において、この点をもう少し明確にすべきである。

また、「持分の結合」ないし「持分の継続・非継続」という考え方が破綻したのであるから、本来ならば、「基準案第 26 号」第 65 項から第 75 項までを全面的に書き改めるべきだったのではないかという意見もあった。

### 2 逆取得について

逆取得について、実質的に現在の会計処理を認めることに反対ではないが、持分プーリング法を廃止する場合、逆取得に対してそのような会計処理を認める積極的理由が不明確になるので、消滅会社を取得企業とするパーチェス法を適用する会計処理との比較検討を通して、実質的に現在の会計処理を認める理由を明確にすべきである。

### 3 株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日について

「基準案第 26 号」第 24 項は、「市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価は、原則として、企業結合日における株価を基礎にして算定しなければならない」として、平成 15 年会計基準において「企業結合の主要条件が合意されて公表された日までの合理的期間における株価を基礎にして算定すること」としていた内容を変更している。平成 15 年会計基準における問題点として、①株式以外の財産を交付する場合の交付財産の時価の算定日と整合的でないこと、及び②取得対価として交付される株式の条件の見直しの可能性が残されていること、を掲げているが（第 84 項）、平成 15 年会計基準における処理のどのような点が実務上問題となっていたかについての説明がないため、この点に関する変更理由が明確でない。確かに、「国際的な会計基準とのコンバージェンスにも配慮する必要がある」ということが変更理由として掲げられているが（第 85 項）、ここでも説明されているように、コンバージェンス「にも」配慮する必要があるのであり、第 85 項は、会計基準の変更理由は他にもあるということが前提とされている。

「基準案第 26 号」が述べているように、いつの時点の時価によりその対価を測定するかについては、意見の対立があることは理解できるが、どのような点で、「基準案第 26 号」のほうが平成 15 年会計基準より優れているかの説明がなく、単にコンバージェンスに配慮する必要があるということのみがその変更理由であるならば、「にも」という表現は適切でないのではないかと。もし、「にも」という表現を用いて説明するのであれば、現行の基準が実務上どのような点において問題があり、それが「基準案第 26 号」を適用することによりどのように改善するのかについて、明確にすべきである。

同様の内容に関する変更が「基準案第 29 号」第 81 項でも提案されているが、「整合的でないとする見方があること」や「とも考えられること」という表現を用いてその変更理由を説明しているため、現行の基準を変更する理由が十分に示されているとはいえないように思われる。ここでの変更理由についても、「基準案第 26 号」と同様に明確にすべきである。

なお、「基準案第 26 号」第 23 項が、被取得企業又は取得した事業の取得原価を取得時点における取得の対価となる財の時価で算定することとの関係で、取得が複数の取引により達成された場合の会計処理の問題については、下記 5 で詳述する。

#### 4 負ののれんの会計処理について

「基準案第 26 号」第 33 項は、負ののれんが生じると見込まれる場合には、すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直し、それでも、負ののれんが生ずる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理するものとしている。これにより、平成 15 年会計基準において考慮されていた正ののれんとの対称性が考慮されないこととなり、正ののれんと負ののれんが生じたときの期間損益に与える影響が異なることとなるが、この点に関する説明が欠けているので、その影響についての ASJB の考え方を明らかにすべきである。

また、正ののれんとの対称性を考慮しないということであれば、負ののれんを事業年度の利益として処理することなく、その他利益剰余金に賦課することも考えられるのではないかと意見もあった。確かに、事業年度中における利益剰余金の変動については、損益計算書を通すべきであるということは理解するが、株主資本等変動計算書の作成が義務付けられていることから、当該変動額をその他利益剰余金に付加したとしても、その変動理由が開示されるものと思われる。

「基準案第 27 号」第 28 項（注 8）は、株式の追加取得のときに生じた負ののれんについては、「基準案第 26 号」第 33 項（1）に定める処理を行わずに、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することとしているが、この点について、「基準案第 27 号」第 64 項は、その結論に至った背景を説明していないので、その説明を追加すべきであるとの意見があった。

なお、「基準案第 30 号」第 12 項は、のれんの会計処理を「基準案第 26 号」に準じて行うとのみ規定しているため、この点についての問題は、上述の内容と同じであるので、省略する。

#### 5 少数株主持分の測定について

「基準案第 27 号」第 20 項は、連結貸借対照表の作成にあたって、支配獲得日において、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）のみを採用することとしている。第 60 項が指摘するように、全面時価評価法は、親会社の子会社を支配した結果、子会社が企業集団に含まれることとなった事実を重視する考え方に沿うものであり、今回採用が認められなくなる部分時価評価法は親会社が投資を行った際の親会社持分を重視する考え方に沿うものと考えられる。このような考え方を前提とした場合、子会社を上場している親会社においては、子会社を支配しているとはいっても、当該子会社の独立性が高く、部分時価評価法を採用したほうが企業集団の経済的実態を反映することになるので、わが国の経済的実態を考慮し、部分時価評価法を廃止するのではなく、その選択的採用を認めたままにした方が良いのではないかと意見があった。

また、「基準案 27 号」第 50 項は、「親会社説による考え方と整合的な部分時価評価法を削除したものの、基本的には親会社説による考え方を踏襲した取扱いを定めている」として、親会社説の考え方と整合的な方法の適用を認めないこととしておきながら、その考え方を踏襲した取扱いを定めているとしている。しかし、連結財務諸表の作成についての考え方と各会計処理との整合性は本質的な問題であり、その関係を切断しながら、「考え方を踏襲した取扱いを定めている」ということの意味が理解し難いので、この点についての説明をすべきであるとの意見があった。

ただし、この点については、親会社説と経済的単一体説に関する検討が不十分なために生ずるものではないかとして、この点について本格的な検討をすべきであるとの意見も出された。

## 6 段階取得における会計処理について

「基準案第 26 号」第 25 項は、取得企業が被取得企業に対して過去に投資している場合において、当該被取得企業が関連会社に該当するか否かにより、取得原価の算定において過去の投資額をどのように計算するかを分けている。つまり、被取得企業が関連会社である場合には、過去の投資額をその取引時点の時価（取引ごとの原価）の合計額をもって算定するのに対し、被取得企業が関連会社でない場合には、支配をした時点の時価をもって過去の投資額を算定するものとし、当該時価と過去の投資額の合計額との差額を損益として処理するものとしている。その一方で、「基準案第 30 号」第 26-3 項は、持分法適用会社に対する投資が段階的に行われている場合には、これまでと同様に、原則として、投資日ごとの原価とこれに対する被投資会社の資本との差額は、のれん又は負ののれんとして処理するものとしている。

このため、一定（議決権割合が 20%未満）の投資を行っている会社の支配を獲得する場合、一旦、その会社の議決権割合を 20%以上としその後支配を獲得する場合と、一気に支配を獲得する場合とでは、会計処理方法が異なることになる。確かに、「基準案第 26 号」第 87 項が指摘するように、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったとみなすことができるかもしれないが、そうであるならば、影響力を獲得した時点でも過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったと考えるべきであるが、そのような処理は要求されていない。このような取扱いの違いを設けた理由が明確でないので、この点についての説明を「基準案 26 号」又は「基準案 30 号」においてすべきである。

また、今回の会計処理の改正により、取得原価と取引ごとの原価の合計額を損益として計上した場合に影響を受けるのは、のれんの額である（下表参照）。このため、正ののれんが生ずる企業結合において、取得原価が取引ごとの原価の合計額を上回り利益が計上されると、当該利益の額に相当する額だけのれんの額が大きくなり、将来における償却負担を増加させることになり、このような会計処理に対しては、損益計算の観点から問題が有るのではないかとの意見もあった。

	正ののれんが生ずる場合	負ののれんが生ずる場合
取得原価>取引ごとの原価の合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差額=利益</li> <li>・ 正ののれんの額が大きくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差額=利益</li> <li>・ 負ののれんの額が小さくなる</li> </ul>
取得原価<取引ごとの原価の合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差額=損失</li> <li>・ 正ののれんの額が小さくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差額=損失</li> <li>・ 負ののれんの額が大きくなる</li> </ul>

なお、「基準案第 27 号」第 23 項 (1) も「基準案第 26 号」第 23 項と同様に、支配獲得会社（親会社）の被支配会社（子会社）に対する投資の金額を支配獲得日の時価により算定するものとしており、その結果、その時価と取引ごとの原価の合計額との差額は、個別財務諸表及び連結財務諸表において、損益として処理するものとしている（第 61 項）ので、

「基準案第 26 号」と同様の問題が生ずる。

#### 7 段階取得における会計処理（個別財務諸表の取扱い）について

上記 5 において指摘したように、「基準案第 27 号」第 61 項は、個別財務諸表においても支配獲得会社の被支配会社の投資について、支配獲得日の時価と取引ごとの原価の合計額との差額を損益として計上することを要請している。しかし、個別財務諸表の問題は、会計基準のコンバージェンスとは区分して考える問題であり、このような会計処理を認めることは、取得原価の意義を大きく変更することになり、問題である。

また、「基準案第 29 号」第 18-2 項は、事業分離前に分離元企業が分離先企業の株式を有しており、その株式をその他有価証券としていたときに、分離先企業が事業分離により分離元企業の子会社となる場合、事業分離日が支配獲得日となることから、分離元企業は分離前に有していた株式を事業分離の日における時価をもって子会社株式の取得原価に加算するとするが、この点についても、「基準案第 27 号」第 61 項と同様の問題が生ずる。

なお、会計基準の問題とはいえないかもしれないが、個別財務諸表においてその他有価証券を支配獲得日の時価で評価するとした場合、時価と取引ごとの原価の合計額との差額の税務上の取扱いも実務上重要な問題となるので、もしこのような会計基準を導入するのであれば、この点について税務当局との意見交換を充分すべきである。

#### 8 企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等について

「基準案第 28 号」は、「基準案第 26 号」が、企業結合の取得対価の一部を研究開発費に配分して費用処理する会計処理を廃止したことから、企業結合により被取得企業から受け入れた資産については、「研究開発費等にかかる会計基準」を適用しないとしている。そして、「基準案第 26 号」第 29 項は、分離して譲渡可能な無形固定資産については、識別可能なものとして取り扱うとしている。ここでの「分離して譲渡可能な無形固定資産」とは、「指針案第 29 号」第 59 項によれば、企業又は事業と独立して売買可能なものをいい、そのためには、当該無形固定資産の独立した価格を合理的に算定できなければならないとのことであるが、その内容に明確性が欠けるので、適用指針においてももう少し基準の明確化を図るべきである。

その際には、できるだけ将来の会計処理の標準化も視野に入れ、基準の明確化を図るべきであるとの意見があった。

#### 9 設例番号の整理について

「指針案第 29 号」設例が、取得と持分の結合の識別に関する設例が削除されたことから、設例 4 から開始されることになるが、このような大幅な改正が行われたのであるから、設例番号の整理も同時に行ったほうが良いのではないかという意見があった。

以上